

インフルエンザ（H5N1）*の症例定義（案）

[要観察例**]

下記（1）または（2）に該当する者であって、38℃以上の発熱等インフルエンザ様症状がある者、あるいは原因不明の肺炎や呼吸困難、原因不明の死亡例。

- （1）10 日以内に死鳥、インフルエンザウイルス（H5N1）に感染している、又はその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）との接触歴***を有する者
- （2）10 日以内にインフルエンザ（H5N1）患者（疑い例も含む）との接触歴***を有する者

**：上記の定義に当てはまるものは、病原体の検査を行う。

***：1 mないし 2 mの範囲の濃厚な接触。

※感染症法第 8 条における「疑似症患者」の定義は別に定める。

[確定診断]

上記「要観察例」の定義を満たし、かつ以下のいずれかの方法によって病原体診断がなされたもの

- （1）病原体の検出
- （2）病原体の遺伝子の検出

*インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）の略称

フェーズ4以降における新型インフルエンザの症例定義（案）

実際に新型インフルエンザが発生した場合の症例定義は科学的知見により示す必要があるが、現段階の知見をもとに検査及び医療的な観察下に置く必要がある症例として、暫定的に下記のとおりとする。なお、知見が集積し、感染性や病原性の状況により、定義を適宜修正することとする。

[要観察例*]

下記（1）または（2）に該当する者であって、38℃以上の発熱等インフルエンザ様症状がある者、あるいは原因不明の肺炎や呼吸困難、原因不明の死亡例。

- （1）10日以内に死鳥、H5N1を含む、ヒトへの新しい亜型のA型インフルエンザウイルスに感染している、又はその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）との接触歴**を有する者
- （2）10日以内にH5N1を含む、ヒトへの新しい亜型のA型インフルエンザウイルスに感染している患者（疑い例も含む）との接触歴**を有する者

*：上記の定義に当てはまるものは、病原体の検査を行う。

**：1mないし2mの範囲の濃厚な接触。

[確定診断]

上記「要観察例」の定義を満たし、かつ以下のいずれかの方法によって病原体診断がなされたもの

- （1）病原体の検出
- （2）病原体の遺伝子の検出